

医政医発 0417 第 3 号
令和 7 年 4 月 17 日

都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局医事課長
(公印省略)

医師臨床研修費補助事業の実施に当たっての取扱いについて

標記について、平成 16 年 10 月 7 日医政発第 1007014 号厚生労働省医政局長通知「医師臨床研修費補助事業の実施について」の取扱いを以下のとおり行うこととしたので通知する。

ついては、下記事項に留意のうえ実施するよう、貴管内の各関係者に対し周知願いたい。

なお、この通知は令和 7 年 4 月 1 日から適用し、令和 6 年 12 月 17 日医政医発 1217 第 1 号「医師臨床研修費補助事業の実施に当たっての取扱いについて」は廃止することとする。

おって、令和 6 年度以前に交付された補助金の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。

記

1 教育指導経費における補助対象の取扱いについて

教育指導経費については、医師法（昭和 23 年法律第 201 号）第 6 条第 3 項の規定による届出により、その情報が都道府県ごとの研修医の定員の決定等に使用されるものであることを踏まえ、勤務するすべての医師に当該届出を促す場合に限り補助対象とする。

なお、当該届出を促したことがわかる資料等を 5 年間保存すること。

2 地域種別について

指導医経費等の地域種別の取扱については、下記のとおりとする。

(1) 1 種地域

離島その他のへき地及び沖縄県に所在する病院又は診療所とする。

なお、離島その他のへき地に所在する病院又は診療所とは、次のいずれ

かの地域に所在する病院等とする。

- ・山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）第 7 条第 1 項の規定に基づく指定地域
- ・過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）第 2 条第 1 項、第 41 条第 1 項から同条第 3 項に規定する地域
- ・離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項の規定に基づく指定地域
- ・奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）第 1 条に規定する地域
- ・小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和 44 年法律第 79 号）第 2 条第 1 項に規定する地域
- ・半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号）第 2 条第 1 項の規定に基づく指定地域
- ・豪雪地帯対策特別措置法（昭和 37 年法律第 73 号）第 2 条第 2 項の規定に基づく指定地域

なお、上記に該当しない地域であっても、平成 13 年 5 月 16 日医政発第 529 号厚生労働省医政局長通知の別添「へき地保健医療対策実施要綱」の 3 の（3）に基づき設置されたへき地診療所（国民健康保険直営診療所を含む）は 1 種地域とする。

（2）2 種地域

1 種、3 種、4 種及び 5 種地域以外に所在する病院又は診療所とする。

（3）3 種地域

人事院規則 9－3 4 に定める初任給調整手当 3 種の地域に所在する病院又は診療所のうち、給与法第 1 1 条の 3 第 1 項の規定による地域手当の級地が 5 級地、6 級地若しくは 7 級地とされる地域及び人事院規則等で定める地域に準じる地域に所在する病院又は診療所とする。（別紙参照）

（4）4 種地域

人事院規則 9－3 4 に定める初任給調整手当 4 種の地域及び人事院規則で定める地域に準じる地域に所在する病院又は診療所とする。（別紙参照）

（5）5 種地域

人事院規則 9－3 4 に定める初任給調整手当 5 種の地域及び人事院規則で定める地域に準じる地域に所在する病院又は診療所とする。（別紙参照）

（6）3 種地域、4 種地域、5 種地域に区分される区市町に所在する 1 種地域に該当する地域については 1 種地域として取り扱うこととする。

3 地元出身者の採用割合に応じた補助について

指導医経費のうち、地元出身者の採用に応じた補助の対象となる地元出身の研修医については、次の取り扱いとする。

1種地域及び2種地域に所在する基幹型臨床研修病院（以下「基幹型病院」という。）に採用された者であって、当該基幹型病院と同一の都道府県内における大学医学部の卒業者、小学校及び中学校の卒業者又は高等学校の卒業者を対象とする。

4 へき地診療所等研修支援経費における補助対象の取扱いについて

へき地診療所等研修支援経費の補助対象については、診療所、又は、100床未満の協力型臨床研修病院（以下「協力型病院」という。）及び臨床研修協力施設（病院又は診療所に限る。）とし、当該研修が必修科目の「地域医療」として実施される研修であり、かつ、当該診療所等が基幹型病院と異なる市町村に所在し、次のいずれかの地域に所在する診療所等で行われる研修とする。

- ・ 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づく指定地域
- ・ 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項、第41条第1項から同条第3項に規定する地域
- ・ 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づく指定地域
- ・ 沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第3号に規定する地域
- ・ 奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定する地域
- ・ 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第2条第1項に規定する地域
- ・ 半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定に基づく指定地域
- ・ 豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づく指定地域

なお、「基幹型病院と異なる市町村」の取り扱いについて、平成16年度以降の合併によるものは、異なる区分の取り扱いとする。

また、上記に該当しない地域であっても、平成13年5月16日医政発第529号厚生労働省医政局長通知の別添「へき地保健医療対策実施要綱」の3の(3)に基づき設置されたへき地診療所（国民健康保険直営診療所を含む）は補助対象とする。

5 広域連携型プログラム作成経費における補助対象の取扱いについて

広域連携型プログラム作成経費の補助対象については、広域連携型プログラム（以下、単に「プログラム」という。）に基づく臨床研修を行おうとする年度の前年度の4月30日までにプログラムに係る研修プログラム新設届出書

を都道府県知事に提出した（プログラムを設けた）基幹型臨床研修病院とする。

6 第三者評価受審経費における補助対象の取扱いについて

第三者評価受審経費の補助対象については、NPO 法人卒後臨床研修評価機構が行う臨床研修病院の第三者評価を受診し、認定を受けた病院とする。

7 病院群内における補助金の配分について

補助金の申請手続きについては、原則として基幹型病院が代表して申請を行うが、交付決定後、協力型病院等への配分については、研修医の受け入れの実態等（人数、期間等）に基づき、研修管理委員会了承の下、適正に配分すること。

8 補助金を交付しないことがある場合の取扱いについて

（１）補助金の全部又は一部を交付しないことがある場合の具体的な事例

① 医事に関する犯罪又は不正行為

- ア 診療報酬の不正請求
- イ 補助事業の虚偽報告
- ウ 病院開設者の脱税行為 等

② 制度の適正な運営に支障があると認められる場合

- ア 臨床研修病院指定に当たっての虚偽の申請
- イ 研修医が関係する重大な医療ミス
- ウ 労働関係法令の重大な違反
- エ 研修プログラムに定められていない病院等で研修医が診療に従事した場合
- オ 臨床研修病院が研修医の募集及び採用を行う際の留意事項等について（平成 29 年 7 月 31 日付医事課長通知）の趣旨に反し、臨床研修期間中に他都道府県等において従事要件等が課されている研修希望者を採用した場合、及び従事要件等からの離脱者であって都道府県又は大学がその離脱を妥当なものと評価していない研修希望者を採用した場合 等

（２）全額を交付しないことがある場合

臨床研修病院の指定取り消し又は指定取り消しに相当する場合に全額を交付しないものとする。

（３）その他

（２）以外の事案において、個々の事案の内容や病院の対応状況によって判断し、一部を交付しないものとする。

また、全額を交付しない場合の期間及び一部を交付しない場合の割合や

期間については、事案毎に判断するものとする。

9 その他

(1) 補助金交付要綱の別表に定める基準額の適用等について

① 研修医の基準額を適用する際の病院の単位については、原則として、全プログラムを合わせた病院群単位とするが、複数の病院群の基幹型病院として指定を受けている場合は、複数の病院群を合わせた全体を一単位とする。また、基幹型病院として指定を受けている場合においても、同様に全体を一単位とする。

② 基準額の算定の基礎となる研修医延人数は、当該年度内における各月の末日に在籍する研修医数の総和であること。ただし、国が開設する病院等補助対象外病院における研修医及び都道府県が地域医療介護総合確保基金により支援する病院における対象となる研修医については【補助対象外】として計上する等により、補助対象には含めないようにすること。

また、研修医数は、研修医延人数を12で除して、小数点第3位を四捨五入して得た数とする。ただし、人数別区分の適用に当たっては、小数点以下の端数を四捨五入して得た数とする。

なお、現に臨床研修病院又は大学病院において研修する研修医であっても、平成16年4月1日以前に医師免許を取得した者については、積算には含めないこととする。

また、原則として臨床研修を開始した日の属する月から起算して24月を超える期間についても同様とする。ただし、正当な理由により臨床研修を長期にわたり休止又は中止した者が臨床研修を実施する場合の当該休止又は中止した期間については、この限りでない。

③ 妊娠、出産、育児、傷病等の理由、研究、留学等の多様なキャリア形成のため、又はその他正当な理由により、臨床研修を長期にわたり休止又は中止した研修医に対して研修を継続又は再開する病院においては、当該研修医の研修期間を臨床研修費等補助金の交付対象とすることができる。この場合、交付対象となる研修期間は、研修を休止又は中止するまでに実施した研修の期間（月数）を24月から差し引いた期間となる。（参考資料参照。平成27年2月24日医政医発0224第1号「臨床研修を長期にわたり休止又は中止する場合の取扱いについて」）

④ 1学年平均研修医数とは、それぞれの年次ごとに研修医延人数を12で除して得た数の総和を研修を実施している学年数で除した数とする。

研修医が1年次、又は2年次しか在籍していない場合については、その年次の研修医延人数を12で除して得た数とする。

- ⑤ 地元研修医採用・育成経費における採用割合の高い病院とは、地元出身研修医の採用割合が50%以上の場合であること。
- ⑥ へき地診療所研修支援事業における事業延日数は、へき地診療所における研修医の勤務実日数の総和であること。
- ⑦ 宿日直研修事業における事業日数の算定については、宿直1回を1日として算定すること。
なお、休日において、日直に引き続いて宿直を行う場合は、日直1回と宿直1回を合わせて2日として算定すること。
また、翌朝までの宿直には至らないまでも、通常の勤務時間終了後、深夜の時間帯に及ぶ勤務があるような場合には、当該勤務2回を1日として算定してかまわないこと。
- ⑧ 宿日直研修事業における事業日数の算定については、1月当たりの上限を指導医が研修医と当直する当直とオンコール体制のよる当直を合わせて計4回までとする。
- ⑨ 各項目毎の基準額の端数については、小数点以下を切り捨てて得た額とすること。

(2) 対象経費計上に当たっての留意点について

- ① 他の補助金で対象経費として計上したものは、本補助金の対象経費には計上しないこと。
また、指導医の人件費計上において、研修医の指導と通常診療業務などの業務量により、按分して計上しても差し支えない。
なお、人件費については事業主が負担する健康保険料、共済掛金、雇用保険料及び労災保険料等については臨床研修費等補助金の補助対象とならないので留意すること。
- ② へき地診療所等研修の対象経費としている旅費については、へき地診療所等において、研修を受けるために必要となる交通費及び宿泊費とし、以下の経費も含めて差し支えないものとする。
 - ア. 当該研修のために滞在する宿舎からへき地診療所等への通勤に要する交通費
 - イ. 当該研修期間中、休診日を利用して、帰宅等をするために要する交通費
 - ウ. 当該研修開始前日の宿泊費
 - エ. 継続して滞在するために要す、へき地診療所等休診日の宿泊費
- ③ 宿日直研修事業の対象経費について、補助対象となる施設において実

施する研修回数分の経費を計上することができる。

- ④ 第三者評価受審の対象経費は、初回調査と更新調査の臨床研修評価料とし、中間書面調査の臨床研修評価料は補助対象とならないので留意すること。

別紙

都道府県	市町村	地域種別
北海道	札幌市	3 種
宮城県	仙台市、名取市、多賀城市、利府町、七ヶ浜町、村田町	3 種
茨城県	取手市、つくば市、守谷市	5 種
	牛久市	4 種
	日立市、古河市、ひたちなか市、龍ヶ崎市、筑西市、水戸市、土浦市、神栖市、笠間市、鹿島市、阿見町、稲敷市、つくばみらい市、東海村、那珂市、大洗町、坂東市、境町、五霞町、常総市、河内町、茨城町、桜川市、石岡市、下妻市、結城市、八千代町、潮来市	3 種
栃木県	宇都宮市、鹿沼市、小山市、大田原市、下野市、栃木市、真岡市、さくら市、芳賀町、上三川町、壬生町、野木町	3 種
群馬県	前橋市、高崎市、太田市、渋川市、明和町、伊勢崎市、玉村町、大泉町、千代田町、板倉町	3 種
埼玉県	和光市、さいたま市、志木市	5 種
	東松山市、朝霞市	4 種
	川越市、川口市、行田市、所沢市、飯能市、加須市、越谷市、戸田市、入間市、三郷市、熊谷市、春日部市、鴻巣市、深谷市、上尾市、草加市、久喜市、坂戸市、比企郡鳩山町、北葛飾郡杉戸町、羽生市、比企郡滑川町、八潮市、吉川市、松伏町、幸手市、宮代町、白岡市、蓮田市、桶川市、川島町、蕨市、新座市、富士見市、三芳町、狭山市、鶴ヶ島市、日高市、毛呂山町、越生町、吉見町、嵐山町	3 種
千葉県	成田市、印西市、袖ヶ浦市、千葉市	5 種
	船橋市、浦安市、習志野市	4 種
	茂原市、佐倉市、柏市、市原市、野田市、東金市、流山市、八街市、印旛郡酒々井町、印旛郡栄町、市川市、松戸市、富津市、木更津市、君津市、八千代市、四街道市、我孫子市、白井市、鎌ヶ谷市、大網白里市、長柄町、香取市、富里市、山武市	3 種
東京都	特別区、武蔵野市、町田市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、清瀬市、多摩市、稲城市、西東京市、八王子市、府中市、調布市、小平市、日野市、青梅市、東村山市、昭島市	5 種
	立川市、東大和市	4 種

	武蔵村山市、三鷹市、あきる野市、小金井市、羽村市、日の出町、瑞穂町、東久留米市	3 種
神奈川県	鎌倉市、厚木市、横浜市、川崎市	5 種
	藤沢市、相模原市、愛川町	4 種
	平塚市、小田原市、三浦市、三浦郡葉山町、中郡二宮町、大和市、横須賀市、茅ヶ崎市、座間市、綾瀬市、寒川町、伊勢原市、秦野市、海老名市、逗子市、大磯町、中井町、箱根町	3 種
新潟県	新潟市	3 種
富山県	富山市	3 種
石川県	金沢市、河北郡内灘町	3 種
福井県	福井市	3 種
山梨県	甲府市、南アルプス市、昭和町、中央市	3 種
長野県	長野市、松本市、諏訪市、塩尻市、伊那市、茅野市、下諏訪町、岡谷市、南箕輪村	3 種
岐阜県	岐阜市、大垣市、多治見市、美濃加茂市、各務原市、可児市、土岐市、坂祝町、岐南町、笠松町、羽島市、瑞穂市、御嵩町	3 種
静岡県	静岡市、沼津市、御殿場市、浜松市、三島市、富士宮市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、袋井市、藤枝市、小山町、裾野市、長泉町、清水町、函南町、湖西市	3 種
愛知県	名古屋市、刈谷市、豊田市、豊明市、大府市	5 種
	瀬戸市、碧南市、西尾市、知多市、豊橋市、岡崎市、一宮市、半田市、春日井市、津島市、安城市、犬山市、江南市、小牧市、弥富市、西春日井郡豊山町、みよし市、豊川市、田原市、常滑市、海部郡飛島村、東海市、日進市、東郷町、蒲郡市、幸田町、知立市、尾張旭市、長久手市、扶桑町、あま市、蟹江町、愛西市、東浦町、阿久比町、武豊町、大口町、岩倉市、北名古屋市、清須市、高浜市	3 種
三重県	鈴鹿市	4 種
	津市、四日市市、桑名市、名張市、伊賀市、亀山市、東員町、朝日町、川越町、木曽岬町、菰野町	3 種
滋賀県	守山市、栗東市、彦根市、長浜市、大津市、草津市、甲賀市、東近江市、湖南市、野洲市、愛荘町、日野町、竜王町	3 種
京都府	京田辺市	4 種
	宇治市、亀岡市、向日市、木津川市、京都市、八幡市、精華町、井手町、城陽市、久御山町、長岡京市	3 種

大阪府	大阪市、守口市、門真市、高槻市、池田市、大東市	5 種
	豊中市、吹田市、寝屋川市、箕面市、羽曳野市	4 種
	岸和田市、泉大津市、泉佐野市、富田林市、河内長野市、和泉市、藤井寺市、柏原市、泉南市、交野市、阪南市、泉南郡熊取町、泉南郡田尻町、泉南郡岬町、南河内郡太子町、堺市、枚方市、茨木市、八尾市、東大阪市、島本町、摂津市、四條畷市、松原市、大阪狭山市、高石市、忠岡町、貝塚市、河南町、豊能町	3 種
兵庫県	芦屋市、西宮市、宝塚市	5 種
	神戸市	4 種
	伊丹市、三田市、姫路市、明石市、加古川市、三木市、尼崎市、赤穂市、川西市、猪名川町、加東市、小野市、稲美町、播磨町、高砂市、加西市	3 種
奈良県	天理市	4 種
	大和高田市、橿原市、桜井市、香芝市、宇陀市、北葛城郡王寺町、奈良市、大和郡山市、川西町、生駒市、平群町、御所市、葛城市、斑鳩町、上牧町、広陵町、三郷町、明日香村、田原本町	3 種
和歌山県	和歌山市、橋本市	3 種
岡山県	岡山市	3 種
広島県	廿日市市、安芸郡海田町、安芸郡坂町、広島市、三原市、東広島市、安芸郡府中町、熊野町	3 種
山口県	周南市	3 種
徳島県	徳島市、鳴門市、阿南市、小松島市、松茂町、北島町、藍住町	3 種
香川県	高松市、坂出市	3 種
福岡県	北九州市、筑紫野市、春日市、太宰府市、糸島市、福津市、糟屋郡宇美町、糟屋郡新宮町、糟屋郡粕屋町、福岡市、古賀市、久山町、須恵町、志免町、大野城市	3 種
長崎県	長崎市	3 種